

# 福岡県 保健師 採用案内

**福岡県庁で保健師として一緒に働いてみませんか？**  
**～公衆衛生看護に情熱を持ち、県民の健康づくりをサポート～**

## 仕事内容と主な勤務先

福岡県の保健師は、公衆衛生看護の担い手として、本庁の健康増進課やがん感染症疾病対策課などの課や、保健福祉(環境)事務所(保健所)、精神保健福祉センターなどで、感染症対策、精神保健対策、生活習慣病対策などの業務に従事し、県民がより健康的な生活ができるようサポートしています。

新型コロナウイルス感染症発生時には、感染拡大防止に向け、昼夜を問わず第一線で活躍し、さらに、災害発生時には、市町村と連携し、被災者に対する健康管理支援活動などを行っています。

これらに加え、近年の少子高齢化に対応するため、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができることを目指した地域包括ケアの推進や虐待問題への対応などの分野にも活躍の場を広げています。

新人の保健師には、新任研修等の研修の機会を設けるとともに、プリセプターを配置しサポートを行っています。

## 本庁

健康増進課では、高い専門能力とともに政策形成のできる保健師の育成を目指し、市町村保健師を含めた計画的な現任教育を実施しています。階層別研修や派遣研修とともに、保健所と連携し日々の業務を通じて能力育成に取り組んでいます。

また、結核・感染症予防対策や難病対策(がん感染症疾病対策課)、精神障がい者の地域移行・定着支援やメンタルヘルス対策(こころの健康づくり推進室)、母子保健対策の推進(子育て支援課)、在宅医療の推進(高齢者地域包括ケア推進課)など、幅広い分野で県事業の企画立案に関わる業務に従事しています。



### ★新任研修

県では毎年、1年目の方を対象に研修会を開催しています。研修をとおり、専門職としての視点を学び、個別支援や保健事業の実施に生かしています。

## 保健福祉(環境)事務所

### ①健康増進課 健康増進係

生活習慣病対策や難病対策、母子保健業務、在宅医療推進等に係る業務を行っています。

### ②健康増進課 精神保健係

市町村や医療機関、精神保健福祉センター、社会福祉関係機関などと連携しながら、精神障がいのある人の早期治療への介入や、社会復帰や社会参加の促進、地域住民のメンタルヘルスの保持・増進を図るための業務を行っています。

### ③保健衛生課 感染症係

感染症法に基づき、感染症の発生の予防・まん延防止のため、患者さんへの適切な医療の提供、患者さんや接触者の方への疫学調査や健康診断などを行っています。



### ★健康講話 (健康増進課 精神保健係)

安全運転管理者講習会の中で、アルコールにする講話を行い、適正飲酒について啓発を行っています。

## 若手職員の日

### case01



入庁5年目  
北筑後保健福祉環境事務所  
保健衛生課感染症係  
技師

#### 一言メッセージ

現在は、感染症係の業務に従事しており、感染症発生時の対応、結核患者さんの家庭訪問、接触者健診などを行っています。業務が感染症拡大防止などにつながり、責任感と同時にとってもやりがいを感じる仕事です。

#### これまでの県歴

入庁～3年目 北筑後保健福祉環境事務所  
健康増進課 精神保健係 技師  
4年目～現在 北筑後保健福祉環境事務所  
保健衛生課 感染症係 技師

#### 一日の流れ

8:30 朝礼で、係内の1日の予定や業務進捗状況を確認。朝礼後はメールの確認を行います。  
9:30 週に1回の特定感染症検査（性感染症）を実施。受検者へ検査の説明・相談・採血を行います。  
13:30 服薬治療中の結核患者さん宅へ家庭訪問。体調や服薬状況を確認します。不規則な服薬による薬剤耐性菌の出現を防ぐためにも重要な業務です。  
15:30 訪問後、アセスメントした内容を記録。必要時、医療機関へ連絡し、治療状況なども確認します。  
17:00 1日の業務内容の振り返り、翌日の予定の確認。必要時、今後の予定の修正も行います。

### case02



入庁10年目  
嘉穂・鞍手保健福祉環境  
事務所  
健康増進課精神保健係  
主任技師

#### 一言メッセージ

県保健師の業務・配属先は多岐に渡り、様々な業務を経験することができます。また、私自身、出産後は育児休業を取得しましたが、キャリアラダーを活用した評価制度もあり、教育体制も充実していることから、復帰後も目標を持ちながら日々スキルアップすることができています。皆さんと一緒に働けるのを楽しみにしています!!

#### これまでの県歴

入庁～3年目 京築保健福祉環境事務所 技師～主任技師  
4年目～8年目 筑紫保健福祉環境事務所 主任技師  
9年目～現在 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 主任技師

#### 一日の流れ

9:00 業務開始（子どもを保育園に送迎するため、30分の部分休業を取得しています）  
メールチェック、スケジュール確認  
10:00 係打合せ、会議開催に向けて打合せを実施します  
11:00 会議開催のための資料作成、関係者への連絡  
13:00 家庭訪問準備  
13:30 家庭訪問  
15:00 家庭訪問の記録作成、電話相談対応  
17:15 退庁

## 先輩職員からのメッセージ



保健医療介護部  
こころの健康づくり推進室長

主な県歴

- ・1988年 入庁
- ・2023年 健康増進課 参事（県統括保健師）
- ・2024年 こころの健康づくり推進室長

## 受験者の皆さんへ

本県では若手からベテランまで、様々な世代の保健師と一緒に活動していますので、新人保健師の「こまった!」「どうしよう?」という不安や悩みにも優しく対応してもらえます。また、保健師のロールモデルを見つけることも可能です。「県民のために・・・」そんな強い思いをもって保健師活動ができる方の応募をお待ちしています。

## 人材育成の取組

保健師一人ひとりが専門職として成長できるよう、「福岡県地域保健従事者現任教育指針」に基づき、職場内研修や職場外研修、ジョブローテーション等の現任教育を実施しています。

新人保健師には、専門職としての視点を学んだり、同期との交流が図れるよう新任研修などの研修の機会を設けるとともに、職場にはプリセプターを配置し、気軽に相談できる体制をとっています。

職層	人事配置の考え方	保健師の階層別研修(専門研修)	階層別研修
<b>技師</b> 20代前半 ~20代後半	<採用後(行政経験)3年間(新任期)> ○ 原則、保健所に配置し個別支援等を経験 ○ 異動年限は3~5年	○ 新任研修	○ 新規採用職員研修 ○ 技師研修 (採用3年目又は5年目) ○ 主任昇任研修
<b>主任技師</b> 20代後半 ~30代後半	(中堅期) ○ 管理期を見据え、本庁勤務等を経験し、視野を広げ、企画・調整能力を高める ○ 異動年限は3~5年	○ プリセプター研修	○ 主任選択必修研修 (主任昇任後5年目)
<b>技術主査</b> 30代後半 ~40代前半		○ 中堅期研修	○ 主査研修
<b>ライン係長</b> 40代前半 ~40代半ば <b>課長補佐</b> 40代半ば ~40代後半	(管理期) ○ これまでの職務経験や本人の適性等を踏まえた人事配置 ○ 異動の目安は2~3年	○ 管理期研修	○ 係長研修 ○ 課長補佐研修
<b>課長級</b> 50代前半~			○ 課長級研修 ○ 所属長研修

## 勤務条件など

### 勤務時間・休暇

勤務時間は7時間45分が基本です。始業時間は①8時～②8時30分～、③9時～、④9時30分～、⑤10時～の中から選択(1日単位で選択可)できます。

休日は土曜日・日曜日(完全週休2日制)、祝日、年末年始です。年次休暇は1暦年毎に20日あり、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。そのほか有給休暇として、特別休暇(夏季(6日間)、結婚、長期勤続、忌引等)、病気休暇の制度があります。

※窓口・施設など部署により、勤務時間や休日異なる場合があります。

### 給与

初任給およびモデル給与は次のとおりです(令和7年1月現在)。また、期末・勤勉手当(ボーナス)が1年間に約4.6月分支給されます。ただし、これらの額は条例などの改正により変更になることがあります。

#### <初任給>

試験の種類	初任給
選考試験(大学卒業程度)	267,000円程度

※職歴・学歴・経験年数により加算される場合があります。  
※このほか、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

#### <モデル給与> 30歳、扶養家族の配偶者と子1人、家賃6万1千円の場合

基本給	288,200円
地域手当	16,500円
扶養手当(配偶者,子1人)	16,500円
住居手当	28,000円
通勤手当(受給者の平均)	18,200円
合計	367,400円

※このほか、正規の勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給されます。

### 働きやすい職場を目指しています

#### ・ワーク・ライフ・バランスの推進

毎週水曜日と金曜日、毎月19日(育児の日)を**全庁一斉定時退庁日**としていることに加え、毎年7月及び8月のそれぞれ第3週を**定時退庁推進週間**としています。

さらに、1日の勤務終了後から翌日の勤務開始までの間に原則として11時間以上のインターバル(休息)時間を確保する

「**勤務間インターバル**」や、年間を通して連続休暇(10日以上)の連続休暇を2回以上の取得を促す

「**連続休暇取得促進**」の取組みを推進しています。

#### ・子育てしやすい環境の整備

産前産後休暇や育児休業のほか、育児短時間勤務、父親育児休暇、子の看護休暇など、子育て支援のための制度を設けています。

また、本県の独自策として、仕事と育児を両立しやすい職場環境をつくるため、育児休業を取得した職員の業務を分担した同僚職員に対して**勤勉手当の加算**を行っています。(令和5年度男性育児休業取得率は**75.0%**)

#### ・働き方改革の推進

全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、それぞれの能力を十分に発揮できる、働きやすい県庁をめざした「**働き方改革**」を推進しています。特に、慣習にとらわれない若手職員のアイデアを提案として取り入れる「**若手職員による業務の見直し**」や県の将来の発展に向けて取るべき方向や政策について職員が自主的に研究、提言する「**未来への提言**」などを通じて、若い職員の発想や提案を積極的に取り込み、県庁の活性化、風通しの良い職場づくりを進めています。

保健師の業務に関する問合せ  
福岡県保健医療介護部健康増進課  
電話番号:092-643-3270  
メールアドレス:kenko@pref.fukuoka.lg.jp

試験に関する問合せ  
福岡県人事委員会事務局任用課  
電話番号:092-643-3956  
メールアドレス:saiyo@pref.fukuoka.lg.jp

※試験の実施状況や応募方法等、詳しくは県のホームページをご確認ください

